

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の保有する個人情報の開示の実施に伴う手数料に関する規程

平成17年4月1日17規程第31号

改正 平成27年4月1日27規程第80号

改正 令和4年6月1日4規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第3項、第4項、第5項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の保有する個人情報を開示するために必要な手数料の額等を定めることを目的とする。

(手数料の納付)

第2条 自己を本人とする開示請求者（以下「開示請求者」という。）は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の保有する個人情報の開示等の手続に関する規程（平成17年規程第30号。以下「開示手続規程」という。）第5条の規定に基づき個人情報の開示請求を求めるときは、研究所に、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

(手数料の額)

第3条 前条の開示請求手数料は、開示請求に係る情報1件につき300円とする。

2 開示請求者が、次の各号のいずれかに該当する複数の個人情報の開示を一つの開示請求書で行う場合は、当該複数の個人情報を1件の個人情報とみなす。

一 一つの個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであって、かつ氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）にまとめられた複数の個人情報

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の個人情報

3 開示請求手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により研究所に納付しなければならない。

一 現金書留郵便による納付（郵便為替を郵送することにより納付する方法を含む。）

二 開示請求者が研究所に来所して現金による納付

三 研究所が指定した銀行口座への振込みによる納付

4 前項第三号に掲げる方法により、手数料を納付する場合には、開示手続規程第5条第1項に定める書類（標準様式第1号）を研究所に提出する際に、手数料を振り込ん

だことを証明する書類（振込明細の写しでも可）を必ず提出するものとする。

（振込手数料）

第4条 前条に定める手数料を開示請求者が納付するに当たり必要な振込手数料等の経費については、開示請求者の負担とする。

（写しの送付の求め）

第5条 開示請求者は、開示手数料の他に送料に要する費用を負担し、個人情報の写しの送付を求めることができる。

附則

（施行期日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。